

(写)

医政地発 0329 第 3 号  
医政医発 0329 第 6 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

医師確保計画策定ガイドライン及び外来医療に係る医療提供体制の  
確保に関するガイドラインについて

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の施行（平成 31 年 4 月 1 日）に伴い、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画に定める事項として新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加され、「医療従事者の確保に関する事項」のうち「医師の確保に関する事項」が別に規定されたことから、これらの事項を医療計画に定めるに当たって留意すべき事項等について、別添のとおり「医師確保計画策定ガイドライン」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を作成したので通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。